

運転免許返納者へ

2万円分のバス・タクシー利用券を支給します

近年、高齢者のかたが被害者になるだけでなく、自動車運転中に加害者となる事故が多く発生しています。

妙高市では、高齢ドライバーのかたが、自分の運転について考え、日常生活での移動方法を見直すきっかけづくりとして、70歳以上のかた及び70歳未満の運転に不安を感じ運転免許を返納されたかたを対象に、2万円分のバス・タクシー利用券を支給します。

●対象となるかた

- ①市内に在住する70歳以上のかたで、運転免許を返納（全部返納）して、公安委員会が発行する「申請による運転免許の取消通知書」の交付を受けたかた。
- ②市内に在住する70歳未満のかたで運転に不安を感じ、運転免許を返納（全部返納）して、公安委員会が発行する「申請による運転免許の取消通知書」の交付を受けたかた。

●支給の内容

対象者に対して、バス・タクシー利用券2万円分を支給します。（一人につき1回限り）

●利用券の申請手続きから使用の流れ

- ①本人が妙高警察署で運転免許を返納すると「申請による運転免許の取消通知書」が即日交付されます。
- ②市役所環境生活課又は各支所に、前述の取消通知書をもって利用券の交付申請手続きをします。
- ③数日後に、自宅に利用券が郵送されます。
- ④本人がバス又はタクシーの運賃を精算する際に、マイナンバーカードもしくは運転経歴証明書を提示して、運賃を利用券で支払います。（現金との併用も可能です。）

●バス・タクシー利用券の有効期間と使用できる区間

- ・交付の日から2年を経過した日の属する年度末まで有効です。（令和5年度中に交付した利用券の有効期間は令和8年3月31日まで）
- ・使用できる区間は、
市営バスやコミュニティバスは全線で利用できます。路線バスは、市内の停留所で乗車又は降車する場合のみ使用できます。（それぞれのバスで、75歳以上の方は、お手持ちの高齢者等バス利用券と併用できます。）
タクシーは、市内で乗車又は降車する場合のみ使用できます。（なお、65歳以上のかたは、タクシー利用時に運転経歴証明書を提示することで1割引となり、さらに利用券との併用ができます。）

●ご利用可能なバス・タクシー事業者

頸南バス(株)、頸城自動車(株)、市営バス
新井タクシー(株)、アイエムタクシー(株)、高原タクシー(株)
NPO法人いきいき・長沢、NPO法人ふるさとづくり妙高
NPO法人みずほっと

●お問い合わせ

妙高市役所環境生活課 生活安全係 電話 74-0032 有線 2-3370

— 妙高市・妙高警察署・妙高地区交通安全協会 —

妙高市 運転免許返納者バス・タクシー利用券 見本	
No. 9999	
発行者 妙高市長 城戸 陽二	
金額	200円
利用者名	妙高 太郎
住所	妙高市栄町5-1
交付日	令和5年8月1日
有効期限	令和8年3月31日

ポイント

すでにマイナンバーカードを持っている方は、利用券が届いたその日からすぐ使えます。どうしても運転経歴証明書を取得する必要はありません。

